

記者提供資料
令和2年3月24日(火)
危機管理課(担当:西垣)
電話559-5057(直通)内線2320

新型コロナウイルス感染症への対応について(第17報)

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおり決定しましたので報告します。

1. 決定事項

- (1) 市内事業所への実態調査の実施及び事業者相談窓口の設置について
(地域創生部産業戦略室産業政策課) **別紙1**のとおり

市内事業所への実態調査の実施及び事業者相談窓口の設置について

1 事業所の経営状況の緊急実態調査

市と市商工会が一体的に市内事業所の緊急実態調査を行います。

① 電話相談による傾向分析

現在、市商工会が、会員の全 1,086 事業所を対象に、電話による経営状況の聞き取りを行っています。その結果をもとに、市と市商工会で、市内事業所の経営状況の傾向分析を行います。

② アンケート調査の実施

令和 2 年度、継続的に市内事業所の経営状況の実態を把握するため、経営状況に関するアンケート調査を、四半期毎に市内全事業所を対象として実施します。

対象事業所：市内全事業所

(2,730 事業所：平成 28 年経済センサス活動調査実績)

調査票発送：4 月 24 日（金）、7 月下旬、10 月下旬、1 月下旬

2 「三田市新型コロナウイルスに関する事業者相談窓口」の設置等

新型コロナウイルスに関する緊急の事業者相談窓口を産業政策課に設置します。

窓口の明確化と事業者への広域的な周知を行うことにより、支援体制の充実・強化を図ります。

なお、経営に関する相談は市商工会で行います。

① 3 月 25 日（水）から相談窓口を設置

相談時間：平日 9 時から 17 時 30 分まで

電 話：079-559-5085

- ・産業政策課窓口以案内表示板を設置
- ・2 名の専従職員を配置（正規 1 名、臨時 1 名）
（相談内容）

- ・国、県等の経済支援制度の案内
- ・中小企業信用保険法に基づくセーフティネット貸付の認定相談

【経営に関する相談(市商工会)】

住 所：天神 1 丁目 5 番 33 号

相談時間：平日 9 時から 17 時 30 分まで

電 話：079-563-4455

※会員以外の相談も可

② 共同チラシの作成・周知

経済支援の概要をまとめた事業者にとってわかりやすいチラシを、3 月 27 日（金）に市と市商工会が共同で作成（随時更新）し、広く周知を行います。

- ・市産業政策課、市商工会、ハローワーク三田、市民センター等で配付
- ・市HPでの掲載及びアンケート調査票に同封

地域創生部産業戦略室
産業政策課（担当：榎本）
直通 559-5085（内線 2430）